

官 総 1 0 - 7 7
官 相 1 - 1 0
課 個 4 - 1 5
課 資 6 - 6 9
徴 管 2 - 5 1
徴 徴 2 - 1 6
令和 5 年 6 月 7 日

各 国 税 局 長 殿
沖縄国税事務所長

国 税 庁 次 長
(官印省略)

犯罪被害者等の保護・支援に係る適切な対応について（指示）

標題のことについては、下記により相談内容等に応じて丁寧かつ適切に対応されたい。

(趣旨)

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第3条に掲げる基本理念に基づき、各国税局（所）及び税務署の窓口等において、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて各種制度を利用できるよう、犯罪被害者等の事情を踏まえた丁寧かつ適切な対応を指示するものである。

記

1 基本的な考え方

犯罪被害者等基本法第11条に基づき、国は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等の必要な施策を講ずるものとされている。

したがって、国税局（所）及び税務署の職員が、納税者等から国税に関する相談を受けた場合において、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて下記2の国税に関する各種制度を利用できるよう、各種パンフレット等を活用して丁寧かつ適切に相談に応じることとする。

2 国税に関する各種制度

(1) 申告・納付期限の延長（国税通則法第 11 条）

犯罪被害により申告・納付等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から 2 か月以内の範囲でその期限が延長される。

なお、本手続は、期限が経過した後でも行うことができる。

(2) 申告所得税の軽減免除等

犯罪被害により、心身への傷害や財産などに損害を受けた場合は、所得税の計算において、以下のような所得控除の適用を受け、所得税の軽減を図ることができる。

イ 雑損控除（所得税法第 72 条）

納税者又はその年の総所得金額等が 48 万円以下の納税者と生計を一にする配偶者その他の親族が所有する住宅や家財などの資産（棚卸資産若しくは事業用固定資産等又は生活に通常必要でない資産を除く。）について、災害又は盗難若しくは横領によって損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除を受けることができる。

ロ 医療費控除（所得税法第 73 条）

その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるとときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができる。

ハ 障害者控除（所得税法第 79 条）

納税者自身又は同一生計配偶者若しくは扶養親族が所得税法上の障害者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができる。

（区分及び控除額）

- ・ 障害者：27 万円
- ・ 特別障害者：40 万円
- ・ 同居特別障害者：75 万円

ニ 寡婦控除（所得税法第 80 条）

納税者自身が寡婦である場合は、27 万円の所得控除を受けることができる。

寡婦とは、原則としてその年の 12 月 31 日の現況で、「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当する個人をいう。

なお、納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいる場合は対象とならない。

- ・ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、かつ、扶養親族を有し、合計所得金額が 500 万円以下であること
- ・ 夫と死別した後婚姻をしておらず又は夫の生死が明らかでない一定の者に該当し、合計所得金額が 500 万円以下であること

ホ ひとり親控除（所得税法第 81 条）

納税者自身がひとり親であるときは、35 万円の所得控除を受けることができる。

ひとり親とは、原則としてその年の 12 月 31 日の現況で、婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない一定の個人のうち、次の 3 つの要件の全てに該当する者をいう。

- ・ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと
- ・ 総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者に限る。）がいること
- ・ 合計所得金額が 500 万円以下であること

(3) 納税緩和措置

犯罪被害により心身への傷害や財産などに損害を受けた場合において、次の各要件に該当するときは、申請又は税務署長の職権により納税緩和措置の適用を受けることができる。

イ 納税の猶予（国税通則法第 46 条）

次のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、その納付すべき国税を一時に納付することができないと認められるとき等は、所轄の税務署長に申請することで、最大 1 年間納税が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の全部又は一部が免除される。

- ・ 納税者の財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと
- ・ 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
- ・ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
- ・ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと

ロ 申請又は職権による換価の猶予（国税徴収法第 151 条、第 151 条の 2）

次のいずれかに該当すると認められる場合等において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められる場合には、最大 1 年間滞納処分による換価が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の一部が免除される（申請による換価の猶予については、その国税の納期限から 6 月以内に所轄の税務署長に申請することが必要。）。

- ・ その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき
- ・ その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき

ハ 滞納処分の停止（国税徴収法第 153 条）

滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき等の事実があると認められるときには、滞納処分の執行が停止され、その停止が 3 年間継続したときは、その停止した国税に係る納税義務が消滅する。

(4) 納税証明書の手数料（国税通則法施行令第 42 条）

犯罪被害により、次のいずれかに該当する場合には、手数料の納付を要しないで納税証明書の交付を請求することができる。

- ・ 財産につき相当な損失を受けた者が復旧に必要な資金の借入れのために使用する納税証明書の発行であること
- ・ 生計の維持について困難な状況にある者が法律に定める扶助等を受けるために使用する納税証明書の発行であること